

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める

政令案要綱

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十
四号）の施行期日は、平成三十年十一月一日とすること。